

京都大学寄附講座及び寄附研究部門規程の一部を改正する規程

京都大学寄附講座及び寄附研究部門規程（平成十六年達示第百号）の一部を次のように改正する。  
第一条中、「第三十六条第二項」を、「第三十六条第二項（第四十五条第八項及び第四十六条第七項において準用する場合を含む。）」に改める。

第二条第二項中、「当該研究所の研究部門」を、「当該研究所又はセンター（組織規程第三章第七節及び第八節に定める施設等をいう。以下同じ。）の研究部門又はこれに相当する組織」に改め、同条第三項中、「医学部附属病院」及び「（組織規程第三章第七節、第八節、第十節及び第十一節（第五十一条を除く。）に定める施設等をいう。）」を削る。

第五条及び第六条第一項中、「研究科又は研究所」を「部局」に改める。

第九条第三項中、「日々雇用教職員」を「特定有期雇用教員、有期雇用教職員」に改める。  
第十三条中、「研究科又は研究所」を「部局」に改める。

附則

この規程は、平成十七年四月一日から施行する。